

第 149 回練馬区緑化委員会 会議録

- 1 日 程 平成 28 年 10 月 21 日（金）18 時 00 分から 19 時 30 分まで
2 会 場 第一委員会室（練馬区役所西庁舎 7 階）
3 出席者 会 長：金子忠一
副会長：横田樹広
委 員：藤崎健一郎、佐藤留美、西貝孝之、星美登里、
小川けいこ、小川こうじ、倉田れいか、坂尻まさゆき、
やない克子、植松正一、西貝嘉隆、中村忠、後藤幸子、
三浦雄二、早川義隆、内堀比佐雄、本橋世紀子、
加藤政春、中村壽宏、松延圭悟
理事者：産業経済部参事（都市農業課長事務取扱）、
環境課長、都市計画課長、開発調整課長、
道路公園課長

事務局：環境部長、みどり推進課長

- 4 公開の可否 公開
5 傍聴者数 2（傍聴人定員 10 名）
6 次 第

- 1 開 会
2 審 議

- (1) 練馬区みどりの基本計画の改定について（諮問第 189 号） 【資料 1】
(2) ねりまの名木の解除について（諮問第 191 号） 【資料 2】
(3) ねりまの名木の解除について（諮問第 192 号） 【資料 3】

- 3 報 告

- (1) 保護樹木の新規指定について 【資料 4】
(2) 保護樹木の指定解除について 【資料 5】
(3) 「みどりの区民会議」について 【資料 6】
(4) 「公共施設等総合管理計画（素案）」について 【資料 7】

- 4 その他

- 7 会議内容

みどり推進課長 本日はお忙しい中、お集まりいただき、ありがとうございます。事務局を担当する、みどり推進課長、塩沢と申します。よろしく申し上げます。

開会に当たり、事務局から出席委員数を報告します。

ただいまの出席委員数は 20 名です。当委員会の定数は 22 名です。過半数の出席がありますので、本日の委員会は成立しています。

なお、佐藤委員より遅参の報告をいただいています。

それでは、会長、よろしく申し上げます。

会 長 今日も、定例の事項のほかに、先般諮問を受けましたみどりの基本計画に関する審議等もお願いすることになります。
限られた時間ですが、活発なご意見をいただければ幸いです。
ですので、よろしく申し上げます。
それでは、審議に入る前に、事務局から資料の確認をお願いします。

みどり推進課長（資料確認）

会 長 本日の審議案件に入ります。
本日は3件の審議案件があります。
まず1件目、前回からの引き継ぎ審議になる、諮問第189号、「練馬区みどりの基本計画の改定について」から審議を行います。事務局から資料の説明をお願いします。

みどり推進課長（資料1説明）

会 長 みどりの基本計画の改定について、前回に引き続き、改定に向けた視点を説明いただき、1ページの右側の、4つの改定のポイントを提示いただきました。
それを踏まえて、2ページ目の今回の改定計画の全体のフレームでは、具体的に将来像、基本方針について、特に今日の会議でご審議いただきたいということです。
ただいまの説明、あるいは関連資料等を含めて、ご質問またはご提案、ご意見をいただければと思います。

A委員 10年間の計画ということですが、5ページには30年となっています。ほかの区は大体10年ですが、最後のページで練馬区は30年先まで見込んでいると書いてありますが、その点はどちらですか。

みどり推進課長 ここでは現計画を平成50年まで30年間とあらわしています。これを何年まで設定するのも、これからの検討になります。
短期の期間目標の設定について先ほどの説明の中でお話ししましたが、30年は長いため、短期と長期の目標がセットになるかと考えております。

副会長 練馬らしさをどこに表現されているのかということ伺いたいです。全体として練馬らしいみどりの基本計画を目指されて

いるのか、体系の中の一部に練馬らしさというものを重点的に位置づけるのかについて、今の考えを教えていただければと思います。

みどり推進課長 2ページの将来像と基本方針は、練馬に限らない表現でも通じるところがありますが、将来像の2つ目「練馬の歴史や生きものをみどりを通じて身近に感じている」あるいは最後の「区民など多くの人に練馬のみどりに誇りや魅力を感じている」としているので、半分は練馬を意識しての計画になっていくかと考えています。

副会長 ありがとうございます。

2ページの成果指標も、機能という言葉は比較的一般的な、みどりに共通したものだと思います。この機能が練馬らしい形で発揮されていることが、すごく大事ではないかと思います。そのため、成果指標も、練馬らしい形でこの機能が発現されていることがわかるような形で、表現を検討していくとよいと思いました。

みどり推進課長 成果指標の中で6つの機能をあらわしています。これまでの当委員会の中でも、この指標の中身について説明を申し上げてご議論いただきました。

その中で、魅力向上や景観では、練馬の特徴を盛り込んだ指標になると考えております。

副会長 ぜひオリジナリティーを期待しております。

会長 他はいかがでございましょうか。

では、私から1点、よろしいでしょうか。

今の副会長のご指摘にも関係するかと思います。2ページ目の、今日、主にご意見等いただきたいという将来像についてです。

1つの全体的な目標は現行の基本計画を踏襲して、その右側に4つの将来像、イメージを案として示しております。この4つについて、1つは今、先生がおっしゃったように具体的な練馬らしさのイメージが伝わるキーワードがないのではないかと。

それから、表現の仕方が全部、「おくっている」、「感じている」や「参加している」となっていて、区民が主体的にかかわっていることが伝わってこないのです。表現よりも考え方ですが、

行政が行い、「こうなってほしい」となっているので、ここに書く将来像は、もう少し区民が主体的に感じられるような目標設定を考えてもいいのではないかと思います。これを見ると、区が行い、結果を市民がどう評価しているかという位置づけにもなりますが、たまたま表現がこうなってしまったのか、考え方はいかがでしょう。

みどり推進課長 まず、「おкупっている」や「感じている」は、これから何年もかけて街になっていく中で、将来の区民がそう感じているという実感を表現したものです。会長が言われたように、区が行うか区民が行うか協働かという表現が、ここでは弱い部分があるかもしれません。

率直に、区民がみどりを感じているまちをつくりたいという考えを将来像として載せたので、区民が主体となる表現は検討させていただければと思います。

会 長 今日では表現よりも、何をここで設定するかというとき、どんな考え方とするかに意見をいただくことになるかと思います。ほかに何かありますでしょうか。

B委員 何点かお聞きします。まず、4ページです。
地域間の比較と課題の整理として、都市計画マスタープランをもとにまとめています。区の率直な認識といった部分で確認です。先ほども少し説明がありましたが、このみどりの概要と特徴の一人当たりの公園面積は、各地域でかなりのバランス、格差があると思いますが、これに対する区の評価というか、率直な感想をお聞きできればと思います。

みどり推進課長 率直な感想と申しますと、このままで良いものではないと認識しております。

第2と第3地域が一番低いですが、住宅が建て込んでおり、大規模な公園が少ないことが原因です。面積目標がありますので、今後、その地域に合った公園を、この地域にどのように増やしていくかを念頭に置かなくてははいけない。

ただ、つくるとしても、土地がないことがかなり難しい問題であると考えております。そこは意識しながら、計画も含めて進めていかなくてはならないと考えております。

B委員 今は住宅が建て込んでいて、なかなか土地もないという状況は、おそらく地域ごとの考え方、計画等の部分に示されていく

ことかとは思いますが、公園をつくるだけにとどまらず、さまざまなみどりの創出といった考えも必要かと思えます。

話が大きく変わりますが、区民の協働という部分を、例えば目標設定とかの中に、どの様な視点、角度で入れていくかについてです。項目としては出ていますが、区民参加や協働が全ての項目で当てはまるわけではないと思えます。当然、区主導で行うものもあると思えますし、一方でこの分野は区民参加、協働で進めていくものもあると思えます。そういったものは、示していく考え方はありますか。

みどり推進課長 2 ページの基本方針の 2 つ目、「区民とともにみどりを守り育てる」で、施策の柱に、「区民や事業者がみどりを知り楽しむ機会を増やします」、「区民や事業者とともに、みどりを守り育てる多様な仕組みをつくり、協働の輪を広げます」という表現をしています。

さらにその施策として、細かく何をしていくか、施策も数多くあります。その中で協働の輪を広げるには、重点施策として何をやるかというところが、今後のこの委員会の中でさまざまとご討議をいただけるものかと思えます。

本日は、柱まで表現していますが、これもまだ固まっておりません。今後の作業になるものと考えております。

A 委員

基本方針を今回改定するに当たって、何が違うのかということ、なぜ変えたかについてです。前回のものが 5 ページの一番右に出ていて、基本方針が 5 つあります。今回の 5 つと比べて何が違うのかがよくわからない。

前は、例えば郷土や水という言葉が入っています。今回は抜けている。ただ、それは施策の柱には入っていますので、実質的に変わらないのかもしれませんが。あえて前の基本方針をそのままではなくて、今回の基本方針にするに当たっては、どこに重点があったかを教えてほしいです。

みどり推進課長 現計画の将来像と基本方針から 180 度変わるものではありません。みどりをどうやって残し育てていくか、区民と一緒に進めていくというところは、根本的なところは変わるものではないと思っています。

ただ、大きなところでは、この将来像と基本方針に今回の「みどり施策の新たな考え方」が盛り込まれます。特に、区民が実感できる質の部分を、今回の計画の中では大きく変えていきたいと考えております。

A 委員 基本方針の言葉で特に目玉になるものは何ですか。逆に、前にあった郷土や水が外れたのは何か理由があるのでしょうか。

みどり推進課長 2 ページの将来像の一番上、「区民がみどりの豊かさを実感し、安全で快適な生活をおくっている」が一番大きなポイントになるかと思います。いずれも大きいですが、最初に来ているものが今回の計画の一番の重要なところと考えております。

A 委員 少し別のことになります。1 ページの右側の改定のポイントの(4)番の最後で、成果指標は示さないとなっていますが、今の話だと成果は考えるということだったかと思います。2 ページの右のところでは成果指標が書かれています。

みどり推進課長 先ほど、7 地域の、地域別の説明をしましたが、その地域ごとの成果指標は示さないというものです。全体での指標は、当然この指標の中に入ってくるものです。

A 委員 改定のポイントの最後のところに、成果指標は示さないとだけ書かれていますので、もう少しわかりやすく書いていただければと思います。

みどり推進課長 この部分の表現には注意いたします。

C 委員 5 ページの現在の練馬区みどり基本計画の中で、量の目標があります。一人当たりの公園面積とか、緑被率 30%です。これらの扱いは、今度の新しい計画ではどうなりますか。

みどり推進課長 みどり 30 推進計画は事業計画として現在の体系に位置づけられております。その中で1人あたり公園面積 6 m²、緑被率 30%に向けてこれまで取り組んできたところです。

今回の計画の改定の中では、量だけでなく質も追求するという視点に立つ中で、この数値目標をどう見直していくか、あるいは継続するか、今後ご討議、ご意見をいただきたいと考えています。最終的にはどう見せるか、どう取り組んでいくかも関係してくると思います。

いずれにしても、今、ここで 6 m²、30%は困難のためやめるというような簡単な話ではないと思っております。実現するのも簡単な話ではないと思っております。

A委員 今の件で、6㎡、30%の目標に対して、平成21年はどれぐらいの数値で、現在がどれぐらいの数値ですか。今の調子で行くとどれぐらいの見込みになりますか。

みどり推進課長 平成21年度ではなく平成23年度の数字ですが、一人当たりの公園面積が2.88㎡、緑被率が25.4%。これが今、練馬区が直近で公表している数字です。したがって、目標からは、まだかなりの差が生じています。

A委員 今わかるのは平成23年の1時点だけですか。

みどり推進課長 前回の資料をお持ちの方はご覧ください。資料1-3です。昭和45年から平成27年までの公園面積および緑被率を示した資料になります。前回この説明をしましたが、平成22年の公園面積が2.73㎡。緑被率は変わっておらず、平成17年の緑被率が26.1%です。

A委員 平成21年に基本計画を制定されてから今までの動きを評価する必要がありますと思います。予定どおりに進んでいますか、遅れていますか。

みどり推進課長 公園面積は緩やかに伸びています。緑被率は平成17年の実態調査26.1%から、22年で25.4%と下がっています。今年度、実態調査をかけており、その数字が今年度末に出ます。
25.4%からどの程度下がるか注目しているところです。

A委員 やはり改定するに当たって、そういった動きの見直しが必要かと思えます。

環境部長 練馬区は公園をかなり整備しています。面積的にはかなり整備していますが、練馬区は人口がかなり伸びており、既に72万を超えており、今後もしばらくは人口増が見込まれます。
公園面積を一人当たりで出すと、整備してもその伸びを上回る人口が増えるので、練馬区の現状を考えますと、一人当たりの面積ではなかなか厳しい要素もあります。

A委員 そういった現状を考えた上で、改定にどう組み込んでいくかの検討が必要だと思います。

副会長 先ほど、実感できる質が基本方針の軸になりそうだと伺いま

した。

基本方針の公表に当たって、区民協働のあり方、区なのか区民なのか区民協働なのかというスタンスを発表される形でこの基本方針等のまとめをされるのがよいかと思います。

その辺りや、その先の具体的な施策の柱とか実施施策の検討で、どの様な区民参加があり得るのか、といった将来的な区民の参画の仕方は、どの様な形で今年度の終わりに出すのですか。

みどり推進課長 具体的な協働のあり方や仕組みを、今年度中に出すことは難しいと思います。

ただ、方針としては、区民とともに、あるいは協働により、何らかの作業あるいは取組を増やしていくことは出しているかと思っています。具体的な中身は、区民あつての話です。

先ほど施策体系の中での課題ということで、区なのか区民なのか協働なのかは、この計画の中でも一定の整理をします。その上で、形、仕組みをつくっていきます。

後ほど説明しますが、初めての取組として、みどりの区民会議という会議体を設置いたしました。そこで区民との関わりをどうしていくか、区が一方向的に押しつけて「やってくださいね」とするのではなく、区民が自発的・自主的に動いていただける仕組みをこれから考えていきます。

副会長 多分、後ほどまたお話があると思いますが、みどりの区民会議と基本方針との関係を、検討いただければと思います。

みどり推進課長 計画は、区が一方向的につくるのではなく、区民の意見も踏まえ、緑化委員会の意見も入れて審議していきます。それ以外の会議体として、区民会議でもさまざまな意見をいただき、こちらも、基本計画にも盛り込んでいければと考えております。また後ほど説明します。

会 長 それではこの案件は終わりにします。

改定のポイントは、大体ご理解いただいたかと思います。

それから、将来像と基本方針について、大きな方向はよろしいかと思いますが、不明瞭な点もあります。本日のご意見も踏まえて、次回に向けて作業していただくということ、現行の基本計画の基本方針との関係性も少し明瞭にするようにというご意見もありました。

そのほかのご意見も踏まえて、引き続き作業を続けていただくということによろしいでしょうか。

では、その形で事務局に進めていただきます。よろしくお願
いします。

会 長 次の、諮問第 191 号および第 192 号、ねりまの名木の解除に
ついて、事務局より説明をいただきます。

みどり推進課長 本日は名木の解除の諮問が 2 件あり、まず諮問文を読み上げ、
あわせてそれぞれ資料の説明をします。
(諮問文読み上げ、資料 2・3 説明)

会 長 ただいま説明いただきました名木解除に関する諮問案件に、
ご質問、ご意見等がありますか。

C 委員 名木解除には特段意見はありませんが、クロヤマナラシのと
ころの石神井川の緩傾斜護岸化に興味があります。

東京都の事業と思いますが、今の練馬区内の石神井川を見て
いると、三面コンクリート張りで、排水路だけの用途ですが、
この様な緩傾斜にして、地図にすると、多分、水辺の近くを人
が歩ける、公園的な感じになると思います。できるだけこうい
うことを進めていただきたいのですが、今後、練馬区内でどん
な推進計画になっているか、都の考え方でも、分かれば教えて
いただければと思います。

みどり推進課長 緩傾斜護岸は聞きなれない言葉ですが、傾斜を緩やかにする
護岸という意味で、川に親しめる親水護岸をいうものです。

東京都の河川部から聞いている限りですが、今回、豊城橋か
ら西豊城橋まで、延長約 500m の長さでこの親水護岸、緩傾斜護
岸をつくっていきます。工事は平成 29 年度から大体 10 年ぐら
いかけて行うと聞いております。また、この箇所以外でも、区
内の石神井川でこの緩傾斜護岸が完成している所が 3 カ所あり
ます。

区として最優先で行っていかなくてはいけない治水事業は断
面を広くする水害対策の拡幅工事で、その改修拡幅を強く東京
都に働きかけているところですが、この事業に合わせた緩傾斜
護岸の整備についても、要請していきたいと考えています。

ただ、この断面図を見ていただくと、広い幅をとっています。
三面張は深さのために三面になっていますが、緩傾斜となると
それを斜めにするので、用地的な制約は出てきます。広い用地
が確保できた護岸、河川部分は、この形状が可能なので、なる
べく要請したいと考えています。

環境課長

この場所に関して言えば、都営上石神井団地のそばなので、団地の建てかえ事業もセットで進めるという考え方を持っています。その関係で用地の確保もできたので、今回の整備計画が進んでいると聞いています。

その様な場所が確保できる場合は、私どもとしても、ぜひこの形で進めてほしいと考えています。

A 委員

今回の2件はやむを得ないと思いますが、資料では名木は練馬区で88本とあり、歴史性とか樹種とか大径木とか優良な樹形とか、相当な価値のあるものが指定されていると思います。それについて区民の方にどれぐらい知っていただいているかということで、広報、例えばパンフレットやホームページに載せていますか。例えば練馬区にこれだけ貴重なものがあるならば今度休みの日に行こうというときに、ホームページを見れば、樹種やどんな名木があるのかわかるというものがありますか。

みどり推進課長

ホームページにも掲載して、中身をその都度変更、都度お知らせしています。また、パンフレット「ねりまの名木」も作成しています。これは1回つくりますと毎回の時点修正はできないですが、その都度直しています。皆さんに戸別配付はできないですが、欲しい方にはお渡ししています。

会 長

諮問第191号並びに192号の名木の解除は、いずれもやむを得ない理由ということで、解除ということで答申します。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

会 長

では、そのように答申します。

次に、報告案件に参ります。

まず、保護樹木の新規指定並びに指定解除を事務局より説明をお願いします。

みどり推進課長

新規指定と解除を一括して説明します。

(資料4・5説明)

なお、本日の資料の最後に参考資料として、先ほどございました保護樹木、名木の制度について資料をつけています。一番下に、直近の各本数を入れてありますので、お目通しいただければと思います。

会 長 保護樹木の新規指定並びに指定解除についてご報告をいただきました。何かご質問、ご意見等ありますでしょうか。

D委員 最後に説明のあった東大泉一丁目の案件です。交差しているものは電線ということでもいいのかという確認と、この電線が影響したのかを教えてください。

みどり推進課長 横に走っているのは電線です。その電線による樹木への直接の影響は考えられません。

D委員 この様に電線の近くの樹形が広がっていることが、将来、電線にも樹木にも何か影響を与えるのか、それは剪定すれば解決する問題なのか、その関係を教えていただければと思います。

みどり推進課長 基本的には電線は樹木に影響を与えないですが、樹木が電線に与える影響はかなり大きいです。保護樹木に指定する中で、支障になる枝は、樹形を壊さないように剪定する、あるいは、当初は大丈夫でも、大きくなって電線に支障があるときは、区が所有者さんとも相談し、枝を切って、樹木を守りながら電線にも影響がないように管理をしています。

D委員 電線に影響を与えない程度に剪定をした場合に、それが原因で解除される可能性もあるということですか。

みどり推進課長 電線が走っている高さは、基本的にはある程度に決まっております。この写真でも地上から6 m程度です。また、引き込み線は少し低く、高圧線はもっと高いです。各状況に応じて、樹木にも電線にも影響がないように、周りの状況を見ながら剪定をし、維持していきたいです。

A委員 指定は、所有者の方から申請がある場合と、区から良い木の所有者に申請を薦める場合とどちらが主ですか。所有者から申請があった場合は、大きさが基準に達していれば無条件で受理しているのでしょうか。

みどり推進課長 まずは所有者からの申請になります。また、職員が現場で、貴重な樹木を見つければ、保護樹木・樹林制度をご紹介して、所有者の方に判断していただいております。制度はホームページでもお知らせしており、少しでも樹木が保護されるような体

制になればと思っております。

また、指定の条件には幹の太さや樹種のほか、隣地との距離や周りの状況も含まれます。指定は現地を確認した上で、特に隣の家の屋根にかかるような場合は、隣の家の了解もいただきながら指定しています。

C 委員

参考資料から幾つかご質問します。最初は保護樹木の定義です。地上から 1.2m の高さで幹の周囲を測っていますが、環境省は 1.3m という基準を使っているようです。1.3m に合わせたほうがいいのではないかという意見です。

練馬区内には、石神井公園や光が丘の都立公園があります。その樹木は保護樹木、保護樹林、名木のどの対象になりますか。たしか石神井公園には名木があったと思います。剪定補助等は都立公園には要らないかと思いますが。

剪定費用の補助が出ていますが、結構な値段です。多くなると相当な予算になるのではないかと思います。年間の実績か予算をお願いします。

みどり推進課長 1 点目の地上からの高さの定義は、国では 1.3m としているのは承知しています。高さの数字は 2 通りあり、区でも平成 26 年までは、目通りの高さ 1.5m を採用していました。区の規則改正により、現在の胸高で 1.2m を採用しております。

他の自治体を調べると、1.2m を基準としている所も多くあり、逆に旧来の 1.5m を基準としている所もありました。国の定義の 1.3m にまだ全国的に統一されていない傾向かと思いますが。

国の 1.3m の根拠はまだ調べていないですが、今後、区において見直しを行う際には、国の数字も踏まえて検討したいと考えています。しばらくは 1.2m でやっていきたいと考えております。

2 点目の、都立公園にも名木があるのかについてですが、石神井公園ではソメイヨシノの並木があり、単木もあります。また、光が丘公園でもイチョウ並木があり、本数ですと 100 本近い名木があります。

参考資料の裏面に現在の名木の本数と件数が書いています。88 件です。これは並木や街路樹を、合わせて 1 件としています。

イチョウ並木などで、都立公園の中でも 100 本近くの練馬の名木があります。いずれも東京都の管理になりますが、名木である以上、区としてもしっかり管理しなくてはならないので、定期的な樹木医による診断を行っています。何か支障があれば手当に入れるように、樹木の状況は把握しています。

年間の費用負担は平成 27 年度の決算ベースでは、剪定費用の

助成、剪定費の補助や樹林所有者への助成、さまざまな制度がありますが約1,200万円を充てています。

高いか安いかよりも、これで樹木が健全に管理されているので、意味のあるものと思っております。

C委員 都立公園の中の指定に関して、名木は丁寧に説明いただきましたが、保護樹林・保護樹木は、あるという回答だったでしょうか。

みどり推進課長 保護樹木があります。

C委員 ありがとうございます。

A委員 今の件に関してですが、名木はその都度入ってくると思いますが、保護樹木の補助金とかについては、公園はないですね。
樹木の測定位置の話で、国が1.3mと言われていましたが、それは環境省で、国の中にもさまざまあります。私も昔、建設省でかかわっていましたが、国土交通省では公共用緑化樹木の品質寸法規格基準（案）というのを使っています。公共工事の際の材料検査等が載っていますが、その中では1.2mにしています。
国の中でも環境省と国土交通省で違いがあるということもありますので、それで根拠がないとか、検討という話はすこし違うかと思えます。

みどり推進課長 国の中でもまだばらつきがあるということで、どれが正しいかよりも、何をもって採用するかになると思います。国の数字も参考にしていきたいと思えます。

あと、公共施設の樹木には、当然ながら補助は出しておりません。各管理者が、予算の中で管理しています。

会 長 この案件については以上にします。
続いて、(3)番、みどりの区民会議についてご報告を事務局よりお願いします。

みどり推進課長 報告事項(3)みどりの区民会議についてです。
(資料6説明)

ここには書いておりませんが、区民会議と緑化委員会の違い、関係です。区民会議はみどりに関するさまざまな、率直な区民の意見を聞く場として設けたいと考えており、その場で審議をして、何かを決定するという会議体ではありません。ただ、会

議でいただくさまざまな意見をまとめて、諮問機関である当委員会にご報告し、審議の中で、先ほどの基本計画の改定に反映できるものは盛り込んでいきたいと考えております。

先ほど副会長からもありましたように、区民協働の形、あるいは区か区民か協働でやるのか等も意見をいただいて、それを、大きな活動のきっかけにすることも、1つの目的でもあります。そして、その仕組みをこの基本計画の改定の中にうまく盛り込んでいきたいと考えています。この計画の協働の部分は、我々だけでつくるものではないので、貴重な意見をいただく場になると考えております。

いずれにしても、これからさまざまな意見をいただき、逐次報告したいと思っております。

会 長 みどりの区民会議についての説明に、ご質問、ご意見等ありますか。

D委員 この公募の条件は、みどりに関心がある子育て中の区民や大学生としています。このまま区報に文言として載っているのか、その限定をした理由、そして、この区民会議の傍聴は可能なのかを教えてください。

みどり推進課長 基本的には同じ内容で掲載しております。

さまざまな立場、世代から意見をいただくために、それぞれの立場の人をお願いしています。まず1つが今の若い大学生です。高校生でも中学生でもよいですが、開催が夜の時間になるため、大学生に、若者の立場から練馬のみどりへの意見をいただきます。また、子育てをしている方であれば、公園等の身近にあるみどりに、子育ての中でどう関わっているのか意見をいただきたいと考えています。

傍聴は、数に限りはありますが、傍聴に入って意見を聞いていただきたいと思っております。

A委員 緑化協力員との関係がわかりません。新たに制度をつくり公募するのは、協力者を増やすうえでいいと思いますが、既に緑化協力員で協力している代表の方にもこの様な所に参加していただくほうがいいのではないのでしょうか。

みどり推進課長 ボランティアという立場もあります。協力員もその団体の1つとして考えていけると思っております。

A委員 今回の区民会議と緑化協力員が別々にあるのではなく、もう少し連携がとれるといいと思いました。

みどり推進課長 緑化協力員も区民会議の中に入ることはできます。
一般公募ではなく、推薦になるか思いますので、これから考えたいと思います。

副会長 20名で属性に応じた価値の違いが出てくると思います。地域に応じて、その地域のその方という形になりやすいと思います。地域ごとの区民の声をここでも聞こうという意図なのか、地域に関する区民会議の様なものは、どの様に考えているか教えてください。

みどり推進課長 先ほど申しましたとおり、地域によって特徴がありますので、地域ごとに意見も異なると思います。ただ、今の段階では、そこまで分けることは考えていません。まず1回目、今年度から来年度までの1つの会議としては、地域を隔てず、1つの練馬区として集まっていたいただきたいと思います。

副会長 基本計画の改定に当たっての意見を伺うというためだと思います。もう少しオープンに、ディスカッションするような形ではないのですか。

みどり推進課長 ディスカッションまでは考えていません。
いわゆる区民協働の契機となる動きと、公共施設の公園の管理、公園樹木・街路樹の管理について意見を聞き、練馬区の樹木の管理のあり方を見直していくきっかけにしたいと思っております。

副会長 区民会議発のイベントの様な物があるといいと思います。

会 長 それでは、この案件は、以上とします。
続いて4番目、「公共施設等総合管理計画(素案)」について、事務局より説明をお願いします。

みどり推進課長 (資料6説明)

会 長 要点のみ説明いただきました。詳細はよくお読みいただき、ご意見をということですが、この場で何かご質問、ご意見ありますでしょうか。

特によろしいでしょうか。では、何かございましたら、先ほどのように、ご意見を事務局にお願いします。

会 長 それでは、以上で報告案件は終了いたしました。

4、その他ですが、何かありますでしょうか。特にないようでしたら、事務局より次回日程について説明をお願いします。

みどり推進課長 次回の緑化委員会です。先ほどのスケジュールでもお話をしましたが、来年の1月の開催を予定しています。詳細な日程が決まり次第、ご連絡します。また、資料も事前にお配りできるよう努力しますので、よろしくをお願いします。

会 長 次回、またよろしくをお願いします。

以上をもって、本日の緑化委員会の案件は全て終了いたしました。会議はこれで閉会とします。夜分遅くまで大変お疲れさまでした。ありがとうございました。

―― 了 ――